



島根県報

令和7年7月11日（金）

号外 第 7 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（地 域 政 策 課）	2
島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	（市 町 村 課）	3

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	3
------------------------	----------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正		5
-------------------	--	---

公布された条例等のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報の一部を削除することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本人確認情報等を利用することができる事務及び知事が教育委員会に本人確認情報等を提供することができる事務の一部を削除することとした。（別表第2・別表第3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第65号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項から3の項までを削り、同表の4の項中「4の項」を「1の項」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の5の項を削り、同表の6の項中「6の項」を「2の項」に、「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、「就学支援金」の次に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。別表第2の2の項において同じ。）」を加え、同項を同表の2の項とし、同表の7の項を削り、同表の8の項中「8の項」を「3の項」に改め、「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。別表第2の3の項において同じ。）」を加え、同項を同表の3の項とし、同表の9の項中「9の項」を「4の項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の10の項及び11の項を削る。

別表第2の1の項から3の項までを削り、同表の4の項中「4の項」を「1の項」に改め、「就学支援金支給情報」を「就学支援金の支給に関する情報（次項及び3の項において「就学支援金支給情報」という。）」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の5の項を削り、同表の6の項中「6の項」を「2の項」に改め、「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の7の項を削り、同表の8の項中「8の項」を「3の項」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の9の項中「9の項」を「4の項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の10の項及び11の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第66号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項から4の項までを削り、同表の5の項中「5の項」を「2の項」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の6の項中「6の項」を「3の項」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の7の項中「7の項」を「4の項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の8の項中「8の項」を「5の項」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の9の項中「9の項」を「6の項」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の10の項中「10の項」を「7の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の11の項中「11の項」を「8の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の12の項中「12の項」を「9の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の13の項中「13の項」を「10の項」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の14の項中「14の項」を「11の項」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の15の項中「15の項」を「12の項」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の16の項中「16の項」を「13の項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の17の項中「17の項」を「14の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の18の項中「18の項」を「15の項」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の19の項中「19の項」を「16の項」に改め、同項を同表の16の項とし、同表の20の項中「20の項」を「17の項」に改め、同項を同表の17の項とし、同表の21の項中「21の項」を「18の項」に改め、同項を同表の18の項とし、同表の22の項中「22の項」を「19の項」に改め、同項を同表の19の項とし、同表の23の項中「23の項」を「20の項」に改め、同項を同表の20の項とし、同表の24の項中「24の項」を「21の項」に改め、同項を同表の21の項とし、同表の25の項中「25の項」を「22の項」に改め、同項を同表の22の項とし、同表の26の項中「26の項」を「23の項」に改め、同項を同表の23の項とする。

別表第3の2の項を削り、同表の3の項中「1の項第3号」を「1の項第2号」に、「県立の」を「島根県立高等学校等条例別表第1に掲げる」に改め、「就学支援金」の次に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。）」を加え、同項を同表の2の項とし、同表の4の項を削り、同表の5の項中「1の項第5号」を「1の項第3号」に改め、「高等学校」の次に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同項を同表の3の項とし、同表の6の項中「1の項第6号」を「1の項第4号」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の7の項中「1の項第7号」を「1の項第5号」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の8の項中「1の項第8号」を「1の項第6号」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の9の項及び10の項を削り、同表中11の項を7の項とし、12の項を8の項とし、13の項を9の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第26条の3を第26条の5とし、第26条の2を第26条の4とし、第26条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条の2 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第26条の3 管理者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、管理者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の島根県企業局職員就業規程第26条の規定の適用については、同条第2項中「職員の育児休業等に関する条例」とあるのは、「職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第29号）附則第2項」とする。

島根県病院局管理規程第7号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月11日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第36条第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第36条の3を第36条の5とし、第36条の2を第36条の4とし、第36条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第36条の2 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになさなければならない。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第36条の3 管理者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、管理者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の島根県病院局職員就業規程第36条の規定の適用については、同条第2項中「職員の育児休業等に関する条例」とあるのは、「職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第29号）附則第2項」とする。